



生物多様性に係る国内外の動向

2023年10月13日

環境省 自然環境局 自然環境計画課



生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部

2022年12月7日～19日@カナダ・モントリオール（議長国：中国）

1

- 2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。
- 資源動員については、2023年に地球環境ファシリティ(GEF)※の中に「グローバル生物多様性枠組基金」を設置することとなった。
- 遺伝資源に係るデジタル配列情報(DSI)の利用に係る利益配分については、多数国間メカニズムを設置することと、その詳細は公開作業部会を設置してCOP16に向けて多数国間メカニズム以外の方策も含め検討することとなった。

※生物多様性条約を含む5つの環境関連条約の資金メカニズムとして世界銀行(世銀)に設置されている信託基金



昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

生物多様性国家戦略2023-2030の骨格

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略

基本戦略1
生態系の健全性の回復

状態目標（3つ）
・生態系の規模と質の増加
・種レベルでの絶滅リスク低減
・遺伝的多様性の維持

行動目標（6つ）
・30by30
・自然再生
・汚染、外来種対策
・希少種保全
等

状態目標

行動目標

基本戦略2
自然を活用した社会課題の解決（NbS）

状態目標（3つ）
・生態系サービス向上
・気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和
・鳥獣被害の緩和

行動目標（5つ）
・自然活用地域づくり
・再生可能エネルギー導入における配慮
・鳥獣との軋轢緩和
等

基本戦略3
ネイチャーポジティブ経済の実現

状態目標（3つ）
・ESG投融资推進
・事業活動による生物多様性への配慮
・持続可能な農林水産業の拡大

行動目標（4つ）
・企業による情報開示等の促進
・技術・サービス支援
・有機農業の推進
等

基本戦略4
生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

状態目標（3つ）
・価値観形成
・消費活動における配慮
・保全活動への参加

行動目標（5つ）
・環境教育の推進
・ふれあい機会の増加
・行動変容
・食品ロス半減
等

基本戦略5
生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標（3つ）
・データ利活用・様々な主体の連携促進
・資金ギャップの改善
・途上国の能力構築等の推進

行動目標（5つ）
・基礎調査・モニタリング
・データ・ツールの提供
・計画策定支援
・国際協力
等

関連施策

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係省庁の関連する施策を掲載

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

- 生物多様性COP15にて採択された「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」で、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるために**生物多様性の損失を止め反転させる**」といういわゆる**ネイチャーポジティブ**が掲げられた。
- 世界目標を踏まえ、2030年のネイチャーポジティブ実現を目指し、**生物多様性国家戦略2023-2030**が2023年3月に閣議決定。

昆明・モンリオール生物多様性枠組 2050年ビジョン

自然と共生する世界

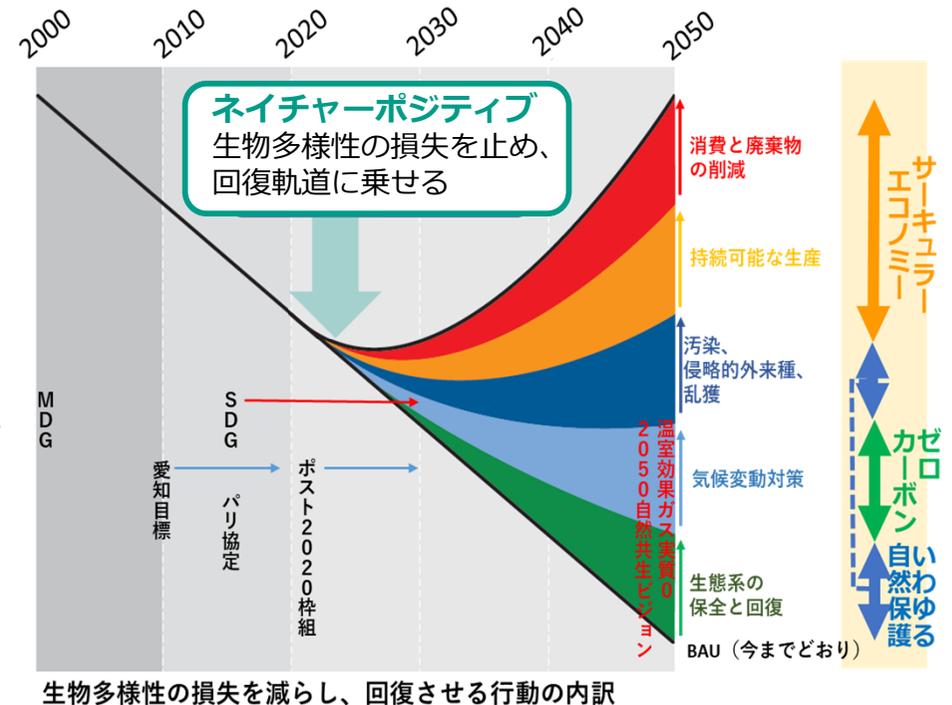
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

**自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる**



**ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方**

OECD(Other Effective area-based Conservation Measures)とは

- 2010年の生物多様性(CBD)条約第10回締約国会議 (COP10) の「愛知目標」で、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を**保全するための達成手段の一つ**として掲げられたもの
- 2018年のCOP14で、「**保護地域以外の地理的に確定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続する方法で統治・管理されているもの**」と定義

OECDの国際的な基準 (決定14/8付属書Ⅲ OECDに関する科学技術助言)

- この科学技術的助言は、**柔軟かつケース・バイ・ケースで適用されるべき**とされている

基準A	保護地域として未指定
基準B	統治・管理の存在 (地理的に画定された空間、正当な管理当局、管理されている)
基準C	域内保全への継続的かつ効果的な貢献 (有効性、長期継続性、生物多様性の域内保全、情報とモニタリング)
基準D	付随する生態系の機能とサービス、及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値

(環境省による仮訳)

各国の取組

- 2023年6月現在、WD-OECD*へは9か国が登録 (検討開始時の2020年12月は3か国)

各国のOECD設定状況 (2023年6月時点)

【アジア】		【欧州】	
フィリピン	: 178サイト	イギリス	: 10サイト
		スイス	: 8サイト
【北米】		【アフリカ】	
カナダ	: 238サイト	モロッコ	: 314サイト
【南米】		アルジェリア	: 5サイト
コロンビア	: 55サイト	南アフリカ	: 17サイト
ペルー	: 1サイト		

*WD-OECD : World Database on OECDsの略

- IUCNガイドラインには、一般原則としてのOECMの考え方について記載されている一方で、OECMは多様な在り方が許容されており、OECMの考え方は各国の状況に応じて個別に判断すべきとされている。
- そこで、令和2年度の検討会で、まずは我が国におけるOECMの考え方やOECMが果たしうる役割を整理。

日本におけるOECMの考え方

国土全体	
生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域	貢献しない地域
生物多様性保全が主目的	生物多様性保全が主目的でない
保護地域	OECM

※四角の大きさは割合を表さない

- 保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が**生物多様性の保全**に貢献。
- **人びとの生業**や**民間の自発的な取組**によって自然が守られている地域もOECMになり得る。
- OECMはCOP10の時に誕生した手法で、「**名古屋のギフト**」とも呼ばれる。

OECMの設定を通して目指すべき国土・社会の姿

生態系サービスの好循環 ネイチャーポジティブの実現

生物多様性の保全・生態系サービスの持続的な利用

1. 保護地域・OECMによる生物多様性保全上の重要度が高い地域の保全
2. 生物多様性保全に貢献する農林水産業等の土地利用の継続
3. 土地の管理の継続による調整サービスや文化的サービスの享受
4. 生物多様性の保全のための土地管理の長期性の確保
5. 生態系ネットワークの確保
6. 地図情報の管理・共有による生態系ネットワークの可視化

社会経済的な価値の創出

7. 企業やNGO等の価値の向上、ESG投資等の評価への反映
8. 公共的側面の評価を踏まえた土地管理等への支援
9. 人口減少社会を見据えた国土の効率的・計画的な利用
10. 多様な主体の連携・協働
11. 地域の資産としての認知、利用、支援

保全目標の達成

12. 国際パートナーシップによる保全・連携の推進
13. 地方公共団体等の生物多様性保全の成果指標
14. 地域循環共生圏の構築、里山未来拠点の形成

- 我が国では、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域は、国立公園といった保護地域内にも存在。
- そのため、保護地域の内外にかかわらず、民間等の取組区域を捉える仕組みを検討。

令和2年度第1回目の検討会にて共有された事例（令和2年度検討会資料から抜粋・整理）

企業緑地の事例

民間企業の取組により保護がされている例



茅場管理の事例

保全を目的としない例（茅場の管理が結果として生物の生息環境を維持）



バードサンクチュアリの事例

保護地域内でNPOの取組により保護されている例



自然再生の事例

民間企業により工場周辺の荒廃地が継続的に管理されている例



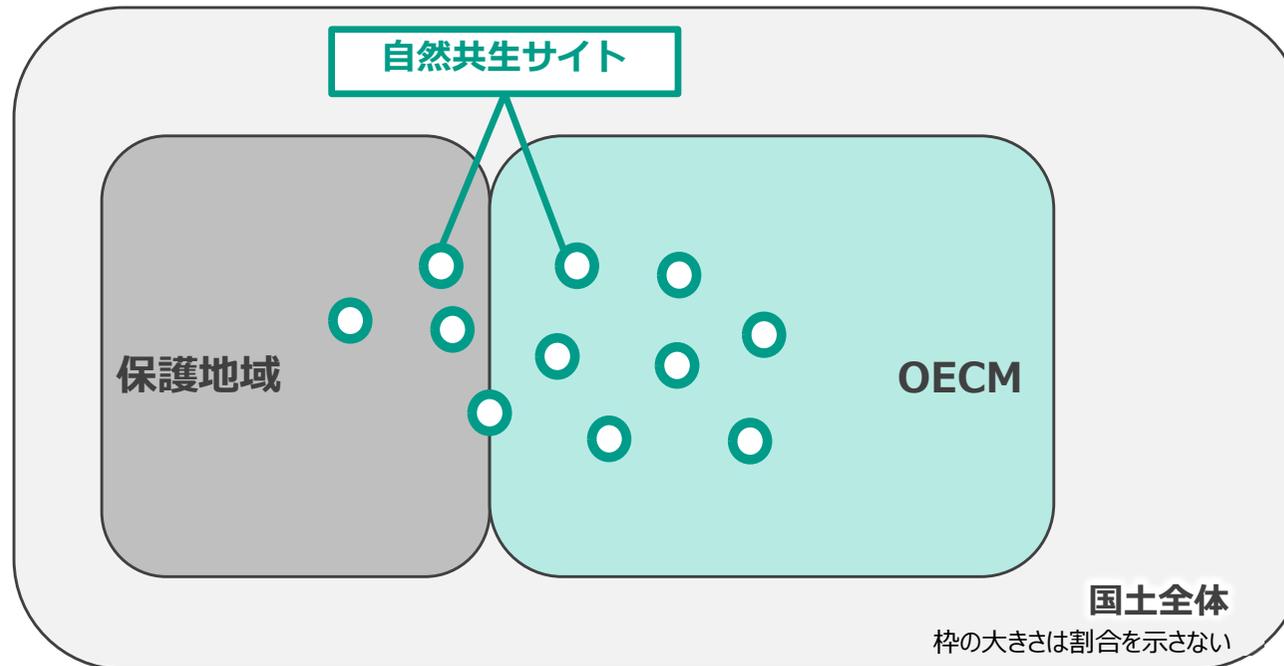
事例の共有を通じて分かったこと

- OECMには、**民間主体の取組み**も多い
- 我が国では、**保護地域内でも民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている**区域が存在

保護地域の内外にかかわらず、民間主体の取組区域を捉える仕組みを検討

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定。保護地域との重複を除いた区域をOECMとして登録。令和3年度から具体的な仕組みの内容や認定基準について議論を実施。
- 「自然共生サイト」という名称について・・・自然をイメージする単語、人との関係を表す単語を組み合わせ。

保護地域・OECM・自然共生サイトのイメージ



図中の○が「自然共生サイト」

このように、OECMの議論をきっかけに、民間取組区域を認定する「自然共生サイト」が産まれた。

検討会の議論と並行して、TNFDの取組促進やESG投資の呼び込みに対する自然共生サイトへも期待も高まったため、**自然共生サイト**の取組促進を図ることとした。

自然共生サイト認定基準の検討と試行

- **IUCN Methodology** (※1) に沿って、自然共生サイトを認定するための基準の検討を開始。
 ※1 IUCN Methodologyとは
 潜在的なOECMを特定し、個々のサイトについてケースバイケースで評価するための方法論としてIUCNが公表したもの
- OECMを特定するための**3つのステップ** (※2) が整理されている
 ※2 Step1：スクリーニング / Step2：ガバナンス機関の同意取得と地域の情報整理 / Step3：該当性評価の実施

令和3年度

IUCN MethodologyのStep1 (スクリーニング)	認定基準
1.1 地理的に画定された境界を持つ 1.2 保護地域ではない	1.境界・名称に関する基準
2.1 統治責任が明確 2.2 管理の対象となっている 2.3 統治責任と管理の体制の持続が期待できる	2.ガバナンス・管理に関する基準
3 生物多様性の重要な価値を含む可能性が高い	3.生物多様性の価値に関する基準
4.1 管理体制によって効果的な保全が期待できる 4.2 管理体制によって長期的な保全が期待できる	4.管理による保全効果に関する基準

各認定基準を
IUCN
Methodology
のStep2,3に
沿って細分化し
認定基準詳細を
作成

令和4年度

令和4年度に以下4つのプロセスを試行

- ① 申請書作成
- ② 事務局予備審査
- ③ 有識者審査委員会による審査
- ④ 審査結果の通達

認定の試行

令和4年度前期：23サイトを認定相当と判断
 令和4年度後期：33サイトを認定相当と判断

試行結果を基に、認定基準や申請時に
提出を求める書類等を再検討・修正

正式申請の意向を確認し、
審査委員会で、正式な判断を行う

令和5年度
(今年度)

検討・試行を経て作成した認定基準を用いて、**本格運用を開始済**

「自然共生サイト」の認定基準

1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること	
場	(1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている 場
	(2) 原始的 な自然生態系が存する場
	(3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4) 生態系サービス を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場
種	(6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	(7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって重要な場
	(9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場

令和4年度の自然共生サイト試行事例

- 令和4年度は自然共生サイトの認定制度（申請・審査）試行を実施（前期23サイト、後期33サイト）。
- 試行の結果、56サイトは「試行結果として認定相当」と判断。



つくばこどもの森保育園
（社会福祉法人花畑福祉会／茨城県）
保育及び環境教育のための水田ビオトープ



三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館
（三井住友海上火災保険株式会社／東京都）
ビルの屋上緑地及び壁面緑化、植栽、街路樹



日本製紙 鳳凰社有林
（日本製紙株式会社／山梨県）
高山植物等が生息する環境林分



富士通 沼津工場
（富士通株式会社／静岡県）
自然樹林・整備樹林、茶畑等の庭園、芝生



シャトー・メルシャン 梔子ヴィンヤード
（キリンホールディングス株式会社／長野県）
ブドウ畑及び圃場としての草原



阪南セブンの海の森
（一般財団法人セブン-イレブン記念財団／大阪府）
府内有数のアマモ場

課題調査

自然共生サイトの認定を加速させるため、10の調査サイトを選定し、**他の地域にも知見を活用できるように課題の整理・分析**を実施。調査事例の一部を以下に記す。

調査地名	所在地／協力者	課題	検討結果
 <p>穴塚の里山</p>	茨城県土浦市／ 穴塚の会	地区全体200haの認定を目指したいが、 会所有の21ha以外は多数の土地所有者。	まずは所有者と同意が得られた区域から認定申請し、 自治体と連携して範囲を広げていく。
 <p>久米島のサンゴ礁</p>	沖縄県久米島町／ 一般社団法人 久米島の海を守る会	海域のため 対象範囲設定の検討・外部での保全活動の位置付け。	モニタリング対象海域 を対象範囲に設定。外部の活動との関連性は将来的な課題として 検討継続。

里山調査

里地里山について、ある一定のまとまりあるエリアとして、自然共生サイト認定する手法の検討を実施。調査事例の一部を以下に記す。

調査地名	所在地／指定法令	管理概要	申請方法
 <p>久保川イーハトーブ世界</p>	岩手県一関市／ 自然再生推進法	法に基づき再生計画、範囲を決定。 協議会所属団体が再生活動を実施。	自然再生協議会長を代表者 として、 協議会総会での決議や地域説明会の実施 により承諾を得る。
 <p>鳥川ホテルの里</p>	愛知県岡崎市／ 岡崎市自然環境保全条例	全域が条例第21条により「自然ふれあい地区」 に指定 鳥川ホテル保存会が保全活動実施。	自然共生サイト申請の旨を公表し パブリックコメント を実施。鳥川ホテル保存会の 総会にて合意形成 を実施。

生態系回復調査

全国13箇所で**生態系回復手法の事例調査**を実施。本業務にて取りまとめた活動・事例の一部を以下に記す。

調査地名	所在地	活動内容	回復手法
 <p>道民の森 (Fの森)</p>	北海道当別町	放棄され藪となった牧草地を森林に回復する取組み。	在来の樹木20種ほどを苗生産し、企業、NPO、市民が協働して植樹。
 <p>恩納村サンゴ礁</p> <p>©沖縄ダイビングサービス Lagoon</p>	沖縄県恩納村	1998年におよそ9割のサンゴが死滅。 生き残ったサンゴをドナーとして、養殖・植付けを開始。	企業、行政、漁協、大学が協働して養殖・植付けに取り組んでいる。

伴走支援業務 (申請前)

自然共生サイトの認定を目指す民間等に対する申請準備段階における**伴走支援のあり方について検討**を行うために、10のサイトに対して、ヒアリング・視察等の調査と、**申請書作成に係る実際の支援**を実施。

多くの申請者が抱えていた課題

課題 1

「生物多様性の価値」がどれに該当するか分からない。

課題 2

「生物多様性の価値」について、適切な記載方法 (添付資料、示すべき種の選定) が分からない。

課題 3

自然共生サイト認定に十分な管理計画・モニタリング計画の作成方法が分からない。

講じた対応 (支援)

伴走支援における打ち合わせや現地確認の中で協議しながら、場の状況に応じて総合的に価値判断。

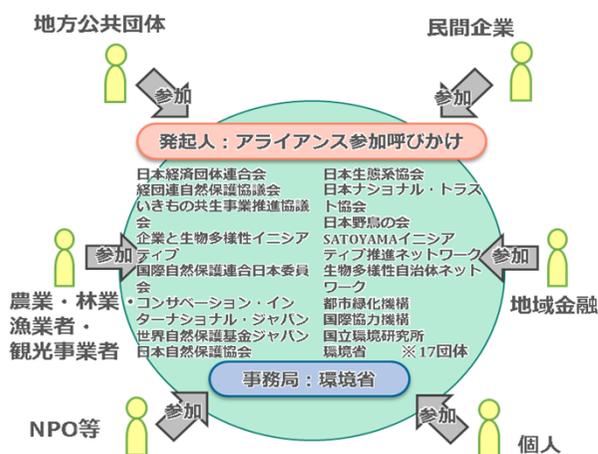
地域の有識者が助言することで、具体的かつ的確な支援につなげた。

申請者が持っている指針、年間計画等を元に必要な項目に落とし込むための助言、ひな型の提供。

生物多様性のための30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官22団体をコアメンバーとする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。企業、自治体、NPO法人等、計**531**者が参加（2023年9月19日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、**30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり**。
（自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など）
（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど）
（NPO等：里山生物多様性プロジェクト、北海道大学など）
- 30by30アライアンス参加者の中から**56**者が、OECM登録に向けた「自然共生サイト」認定の試行に協力。



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

主流化の状況：事業者の取組の進捗状況

国内事業者の生物多様性の取組の進展

- 企業の経営方針等に「生物多様性保全」の概念を盛り込んでいる企業(2019年度調査 N=340)

2009年度 39% → 2019年度 75%

- 事業活動と生物多様性の関係性を把握している企業(2018年度調査N=311)

2009年度 33% → 2018年度 78%

- 国内の生物多様性保全活動への資金・人的資源等の投下を行っている企業(2019年度調査 N=340)

＜本業での取組＞

2009年度 41% → 2019年度 65%

＜社会貢献の取組＞

2009年度 39% → 2019年度 62%

(出典)「生物多様性に関するアンケート＜2019年度調査結果＞」(2020年2月)、「生物多様性に関するアンケート＜2018年度調査結果＞」(2019年2月)(日本経済団体連合会・経団連自然保護協議会・生物多様性民間参画パートナーシップ)

- 報告書やHP等で生物多様性に関する情報公開を行っている企業

2009年度 38% → 2019年度 74%

- 事業活動に関わる生物多様性の取組について、目標設定(定性、定量)をしている企業

2009年度 28% → 2019年度 55%

令和5年5月25日取りまとめ

生物多様性は、気候変動に続く大変革が必要なテーマとして既に世界が大きく動き出しており、金融やサプライチェーン等の様々な分野での対応が求められている。この潮流に乗り遅れ、我が国の国益を損なうことのないよう、生物多様性に対する企業や国民の認識を高めながら、自然資本を守り活用する社会への変革“N X（Nature-based Transformation）”を実現し、経済成長と国民の Well-being の向上につなげるべきである。

【企業等の活動認定制度の法制化】

- 企業等による自然共生サイトの活動を認定する**制度の法制化の検討を進め、次期通常国会に法案を提出**すること。
- **様々なインセンティブの整備や活動の成果・貢献度の見える化等を推進することにより、ネイチャーポジティブにつながる企業等の活動の全国的な展開を支援し、2026年度までに500以上の活動認定**を目指すこと。
- 地域の課題解決にもつながるよう、既に生物多様性の価値がある土地での取組みに限らず、**生物多様性を回復・創出する取組みを幅広く認定の対象**とすること。
- 認定に当たっては、申請主体にとって簡便で間口の広い仕組みとすること。

【ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定】

- ネイチャーポジティブの取組は、企業等にとって難易度の高い情報開示や単なるコストアップではなく、自然資本に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることをわかりやすく示し、その実践を促すため、**「ネイチャーポジティブ経済移行戦略（仮称）」を2023年度中に策定**すること。



令和5年5月25日取りまとめ

【地域におけるネイチャーポジティブの実装支援】

- インバウンドが急速に回復する中、日本の国立公園等が世界からのデスティネーションとなることを目指し、受け入れ環境の整備に向けて来年度予算の倍増を目指すこと。
- ネイチャーポジティブの地域の主体的な取組を応援するための金融・財政面の措置の充実を図ること。また、地方公共団体における環境施策を後押しするため、具体的な環境施策に係る財政需要を精査した上で、普通交付税の基準財政需要額の算定における環境行政経費の位置づけを検討するなど、地方財政措置の充実を図ること。

【持続可能な自然資本管理の国際展開】

- ネイチャーポジティブの国際展開施策の一つとして、4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合で創設されたネイチャーポジティブ経済アライアンスの参加国・機関を、2030年までに100まで増やすこと。

【関係省庁によるN X 推進体制の強化】

- みどりの食料システム戦略、グリーンインフラ・まちづくりGXなど関連施策とのシナジーを図りつつ、関係省庁が連携して強力にN Xを推進するため、関係省庁の政務で構成される「ネイチャーポジティブ推進会議（仮称）」を設置すること。

令和5年2月28日取りまとめ

【30by30の実現に向けたOECEMの積極的な認定】

30by30の実現に向けた切り札になるのではないかと議論されているOECEMの認定を推進すること。認定に当たっては、KBA（生物多様性重要地域）や、EBSA（生物多様性の保全上重要な海域）、IBA（重要野鳥生息地区域）等との連携も検討すること。また、民有地のOECEM登録を推進するためのインセンティブとなる法整備や税制上の措置を検討すること。

【ネイチャーポジティブに関する数値目標の設定、情報開示の推進】

ネイチャーポジティブを見える化するため、具体的な目標と指標を設定すること。その際、現・国家戦略に位置付けられているSGEC、FSCの森林認証面積、MELジャパン、MSC、JHEPの認証取得数等の指標について、引き続き活用し、取り組みを促進すること。更に、生物多様性保全に資する製品やサービスの選択等が積極的に行われる「ネイチャーポジティブ経済」の実現に向けて、移行に向けた新たな戦略の策定も含め、取り組みを加速化すること。加えて、企業の生物多様性保全の取り組みを開示する「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」の枠組みの策定に貢献すること。

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

(対外経済連携の促進)

(略) また、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる目標に向け、**本年度中の国会提出を視野に入れた自主的取組を認定する法制度の検討**や、グリーンインフラ、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する※。

※2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指す取組の推進、TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 等の情報開示等への対応支援、それらの基本となるデータ把握・管理のあり方の検討を含む。

(参考) OECM関係の施策の経緯



OECM・自然共生サイト		関連する国際・国内の動向 (青：国際、緑：国内)
～令和元年度 (～2020年度)	-	<ul style="list-style-type: none">2010/10 CBD-COP10 愛知目標採択2020/3 自然環境保全基本方針閣議決定 (OECMを位置づけ)2020/9 地球規模生物多様性概況第5版 (GBO3) 公表2021/1 自然と人々のための高い野心連合 (HAC) 発足2021/3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 (JBO3) 公表
令和2年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none">■ OECM検討会の設置 日本における<u>OECMの考え方や役割</u>を整理	-
令和3年度 (2022年度)	自然共生サイト認定の仕組みの検討 自然共生サイト <u>認定基準</u> の策定	<ul style="list-style-type: none">2022/6 G7首脳コミュニケ付属文書「自然協約」で30by30目標コミット
令和4年度 (2022年度)	自然共生サイト <u>認定の試行</u> (56か所) <ul style="list-style-type: none">■ 経済的インセンティブ検討会の設置■ 生物多様性見える化手法検討会の設置	<ul style="list-style-type: none">2022/4 30by30ロードマップ公表2022/4 30by30アライアンス発足2022/12 CBD-CP15 昆明・モントリオール生物多様性枠組採択2023/3 生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定
令和5年度 (2023年度)	■ 自然共生サイト <u>本格運用</u> の開始 2023/10 <u>122か所の認定</u>	<ul style="list-style-type: none">2023/9 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) 始動